

第6回日本救護救急学会学術集会

演題登録

セッション名：『シンポジウム2：マスギャザリングイベントにおける救急艇の社会実装に向けた取り組み』

- **演題名**

『救急艇の社会実装に向けた救急救命士の役割』

- **演者・共著者・所属機関**

植田広樹^{1) 2) 3)}、田中秀治^{1) 2) 3)}

- 1) 国士舘大学防災・救急救助総合研究所
- 2) 国士舘大学大学院救急システム研究科
- 3) 一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会

- **抄録（概ね800字程度）**

日本救急艇社会実装協議会は、東京オリンピック・パラリンピック開催時の救急搬送の一旦を担うため、救急艇を活用した救急患者の搬送を行う社会実装を行うこととなった。この救急艇には、操船クルーの他に医師1名、救急救命士1名、計2名の医療従事者が乗船することとなり、令和3年7月に日本救急艇社会実装協議会から全国救急救命士教育施設協議会（代表理事田中秀治）に東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の救急救命士教員の派遣要請がなされた。

全国救急救命士教育施設協議会には40施設が登録され、約200名の救急救命士教員が在籍している。今回この中から、消防機関や海上保安庁での水難救助活動経験者や現役のライフセーバー資格を持った教員などを含む17名が推薦され、事前乗船訓練を行った後、任務に当たった。

救急救命士の活動にあたり必要となるメディカルコントロールについては、当日の担当医師から直接指示を受けて実施することとなり、消防機関が行っている包括的な指示ではなく全ての救急救命処置がその場にいる医師から直接指示を受けて実施するため、あらかじめ救急艇社会実装協議会にメディカルコントロール委員会を設置し救急救命士の救護・救急活動基準を定めた。今後の活動では、基準の中で救急救命士が行う救急救命処置を、厚生労働省令で定める33項目のうちどの項目を実施するかなど詳細にあらかじめ対象に応じて定めておく必要がある。

今般、救急救命士法の一部が改正され、今年10月から医療機関内で救急救命処置を実施することが可能となり、日本救急医学会と日本臨床救急医学会が「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」を発信し

た。この中でも、医療機関内には、医師が存在するため、救急救命処置は医師の直接的な指示のもとに実施することとなるとされており、救急艇のメディカルコントロール体制も医療機関内のメディカルコントロールに準じて構築する必要がある。

本報告では、救急艇の社会実装を経験し、今後の消防機関以外の救急救命士の役割とメディカルコントロール体制について考察する。